

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	地方税の徴収に関する事務(徴収事務事業)基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上天草市は、地方税の賦課に関する事務(徴収事務事業)における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

地方税の徴収に関する事務(徴収事務事業)において、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

熊本県上天草市長

公表日

令和7年7月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の徴収に関する事務(徴収事務事業)
②事務の概要	地方税法及び上天草市税条例等関係法令に基づき、市税の徴収及び滞納整理に関する事務を行う。 ①滞納者への納税催告と納税折衝を行う。 ②滞納整理に必要な情報を取得するための各種調査を行う。 ③滞納処分(差押、交付要求など)を行う。
③システムの名称	滞納整理システム、宛名管理システム、収納消込システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 滞納処分ファイル 2. 交渉記録ファイル 3. 宛名基本ファイル 4. 収納履歴ファイル 5. 納税組合員ファイル 6. 口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第25号)第9条第1項別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 市民生活部 税務課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	ユーザー認証の管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月17日	I 関連情報:1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務:②事 務の概要	各賦課データの納付状況を管理し、納付指導を 行う。 また、分納誓約や滞納処分などの滞納整理に関 連する事務を行う。	地方税法及び上天草市税条例等関係法令に基 づき、市税の徴収及び滞納整理に関する事務を 行う。①滞納者への納税催告と納税折衝を行う。 ②滞納整理に必要な情報を取得するための各 種調査を行う。 ③滞納処分(差押、交付要求など)を行う。	事後	
平成29年11月17日	I 関連情報:3.個人番号の利 用 :法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16項 並びに 地方税法等	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 並びに 地方税法等	事後	
平成29年11月17日	I 関連情報:4.情報提供ネッ トワークシステムによる情報 連携 :法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第27項 並びに 地方税法等	番号法第19条第7号 別表第二の27の項 並び に地方税法等	事後	
平成30年12月18日	I 関係情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 並びに 地方税法等	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第25号)第9条及び別表第1の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年9月 10日号外内閣府、総務省令第5号)第16条	事後	
平成30年12月18日	I 関係情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成30年12月18日	I 関係情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項 並び に地方税法等		事後	
平成30年12月18日	II しき値判断項目 1.対象人数	平成27年9月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	
平成30年12月18日	II しき値判断項目 2.取扱者数	平成27年9月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	項目なし	今回新規様式		評価書の様式変更による
令和2年9月14日	II しき値判断項目 1.対象人数	平成30年10月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年9月14日	II しき値判断項目 2.取扱者数	平成30年10月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和6年3月27日	II しき値判断項目 1.対象人数	令和2年9月1日時点	令和6年3月1日時点		
令和6年3月27日	II しき値判断項目 2.取扱者数	令和2年9月1日時点	令和6年3月1日時点		
令和7年6月30日	I 関係情報 1.特定個人情報を取り扱う事 務 ③システムの名称	滞納整理システム	滞納整理システム、宛名管理システム、収納消 込システム		
令和7年6月30日	I 関係情報 2.特定個人情報ファイル名	1. 滞納処分ファイル 2. 交渉記録ファイル	1. 滞納処分ファイル 2. 交渉記録ファイル 3. 宛名基本ファイル 4. 収納履歴ファイル 5. 納 税組合員ファイル 6. 口座情報ファイル		
令和7年6月30日	I 関係情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第25号)第9条第1項、別表第1の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年9月 10日号外内閣府、総務省令第5号)第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第25号)第9条第1項別表24の項		
令和7年6月30日	II しき値判断項目 1.対象人数	令和6年3月1日時点	令和7年6月30日時点		
令和7年6月30日	II しき値判断項目 2.取扱者数	令和6年3月1日時点	令和7年6月30日時点		